

雨水を使った「打ち水イベント」

第1節 区民環境

1 はじめに

墨田区においては、ほぼ全域に町会・自治会が存在し、約60%の世帯が加入 している。

町会・自治会では、会員同士の交流・親睦活動から地域のさまざまな問題解決までいろいろな活動を行っており、地域のコミュニティ形成に大きな役割を果たしている。

しかし、少子・高齢化、国際化に伴う外国人定住者の増加、さらに女性の社会進出や価値観の多様化等は町会・自治会活動に強い影響を及ぼしており、こうした状況変化に対応する活性化が課題となっている。

一方、地域におけるスポーツや文化活動・趣味等の団体・サークル活動と、 これらを通じた交流は、年々盛んになっている。

今後は、ゆとり・健康・こころの豊かさを求める志向の高まり、さらには生涯学習、ボランティア活動の充実等により、こうした地域活動はますます活発になっていくことが期待される。

|2| コミュニティ活動の推進

コミュニティは、地域の住民同士がそれぞれの考えと合意のもとに、自ら組織し、活動するものであり、行政の役割はコミュニティ活動を側面から支援していくことである。

特に、町会・自治会については、平成3年の地方自治法の改正により法人化が可能となるなど、地域におけるその役割が再評価されており、積極的に活性化を支援していくことが求められている。

このため、地域の活性化を促すためにも地域社会(コミュニティ)との協働が必要との観点から、コミュニティ活動の場となる地域集会施設等の整備を行うとともに、町会・自治会会館の建設や施設整備等に対してその経費の一部を補助している。また、コミュニティ活動の活発化を支援するため、町会・自治会機関紙の発行や掲示板設置、独自のウェブサイトの開設や維持に係る経費等、広報活動の支援も行っている。

さらに、区民の連帯感や郷土意識を高めるための各種行事などにおいては、 その運営に積極的な区民参加を求めるなど、コミュニティの形成及び充実を 図っている。 なお、現在及び将来的な社会の構造変化に対応する効果的な施策形成の基礎 データとするため、区内の全町会・自治会に対し、現状・課題の詳細な把握を 目的とした実態調査を平成30年度及び令和3年度に実施し、地域コミュニティ の持続的な活性化のため活用している。

3 町の美化・環境改善

区では町会・自治会等の各種団体における自主的・自律的な実践活動を柱に、昭和54年度から美化をはじめ、交通安全、緑化、防災等、地域の環境改善運動の効率的な推進を図るため、区内の全町会長・自治会長を推進員とする「墨田区環境改善推進員」制度を設け、環境全般にわたる運動を展開している。また、毎年、美化・リサイクル推進、交通安全、防災、防犯、緑化推進、保健衛生等、日ごろから地域の環境改善に積極的に尽力し、他の模範とされる個人及び団体に対し、その功労を顕彰するため、区長感謝状を贈呈している。

4 路上喫煙等防止対策事業

道路における喫煙による火傷等の被害の発生や、たばこの吸殻の散乱を防止するため、平成17年12月「墨田区路上喫煙等禁止条例」を制定し、平成18年4月1日から施行している。この条例により、区内全域で「歩きたばこ」及び「ポイ捨て」をしないよう努めることが求められている。また、区、区民等、事業者、関係行政機関の責務を明確にして、互いに連携を図りながら施策を展開している。

特に乗降客・来街者の多い錦糸町駅、両国駅、押上駅、曳舟駅周辺及び吾妻橋地区を「推進地区」と定め、路上での喫煙自体を禁止し、路面表示ブロック等の設置、啓発指導員による巡回等の取組を行っている。区では、これらの取組により、公共の場における安全性の確保と美化の推進に努め、快適な地域環境の確保をめざしている。

自 治 団 体

(令和7年8月1日現在)

	「おねり牛も万1日死江」				
番号	町会・自治会名	会 長 名	番号	町会・自治会名	会 長 名
1	両国一丁目町会	渡邉 兼利	36	本所三丁目町会	金井日出男
2	両国二丁目町会	小池 喜幸	37	本所四丁目町会	樋口 高幸
3	両国三丁目町会	細田 淑功	38	東駒形一丁目町会	橋本 和男
4	両国四丁目町会	髙橋 秀一	39	東駒形二丁目町会	浅野 俊夫
5	千歳一丁目町会	清水 信朗	40	東駒形三丁目町会	小塚 雄司
6	千歳中央町会	森田 晴夫	41	東駒形四丁目町会	五月女利光
7	千歳三丁目町会	加藤 秀行	42	吾妻橋一丁目町会	佐生 勝英
8	緑一丁目町会	宮本 勝典	44	吾妻橋二丁目町会	小林 信行
9	緑二丁目町会	横井 俊雄	45	吾妻橋三丁目町会	賀茂 美一
10	緑三丁目町会	斎藤 正一	46	錦糸一丁目町会	入江 義彦
11	緑四丁目町会	家中 勉	47	錦糸町アルカファイブ自治会	浅田 修一
12	立川一丁目町会	横島 幸光	48	錦糸町アルカハビタ自治会	掛川 俊明
13	立川二丁目町会	鈴木 好	49	錦糸三和町会	片岡庄一郎
14	立川三丁目町会	森下 裕之	50	太平一丁目町会	竹内 清
15	立川四丁目町会	杉山 達雄	51	太平二丁目町会	樋口 哲明
16	菊川一丁目町会	髙木 眞澄	52	太平三丁目町会	金澤 哲治
17	菊川二丁目町会	國島 正光	53	太平四丁目町会	加藤 義久
18	菊川三丁目町会	吉田 耕一	54	横川一丁目町会	(酒寄 伸)
19	江東橋一丁目町会	瀧井 行男	55	横川二丁目町会	金原 啓一
20	江東橋二丁目町会	福島 伸宜	56	横川三丁目町会	浜名 雅一
21	江東橋三丁目町会	山田 昇	57	横川四丁目町会	(桑名トミ子)
22	江東橋四丁目町会	増野 公秀	58	横川五丁目南部町会	渡 良夫
23	都営江東橋四丁目アパート自治会	須釜 政一	59	横川五丁目旭町会	田中 文男
24	江東橋五丁目町会	石井 義隆	60	横川五丁目東部町会	髙野 義男
25	横網町会	林 孝明	61	横川五丁目北部町会	徳田 四郎
26	亀沢一丁目町会	飯田 邦雄	62	業平一丁目町会	森 八一
27	亀沢二丁目町会	木幡 秀和	63	業平橋住宅自治会	倉田 静子
28	亀沢三丁目町会	小川 裕行	64	業平二丁目南町会	浅見 英夫
29	亀沢四丁目町会	清水 誠	65	業平二丁目町会	大島 明
30	石原一丁目町会	郷 康二	66	業平三丁目南町会	濵田 航一
31	石原二丁目町会	鈴木 茂道	67	業平三丁目町会	宇野澤保弘
32	石原三丁目町会	伊藤 林	68	業平四丁目南部町会	武石 幸男
33	石原四丁目町会	笹木 俊宏	69	業平四丁目町会	秋元 住男
34	本所一丁目町会	鈴木愼太郎	70	業平五丁目南町会	本間 俊一
35	本所二丁目町会	井上 武郎	71	業平五丁目北部町会	岩楯 裕和

^{※()} は会長代行、番号43は欠番

番号	町会・自治会名	会 長 名	番号	町会・自治会名	会 長 名
72	向島一丁目町会	野口 富明	110	隅田町東町会	天霧 智博
73	向島二丁目睦町会	本杉 秀夫	111	隅田中央町会	河原 勝子
74	向島二・三町会	大平 量正	112	鐘 ヶ 淵 町 会	瀧澤 緑郎
75	向島三丁目町会	雨宮 一又	113	押上一丁目町会	大森 好子
76	向島四丁目南町会	橋本 洋一	114	押上一丁目仲町会	多賀 康之
77	向島四丁目北町会	柏木 保男	115	中 之 郷 町 会	稲葉 義雄
78	向島五丁目西町会	山本 幸生	116	押上二丁目町会	箕輪 善康
79	向島五丁目東町会	中平 守	117	押上南町会	(今橋一夫)
80	小梅一丁目町会	五十畑雅章	118	押上西和町会	宮本 友雄
81	小梅二丁目町会	金子 稔	119	押上三丁目伸成町会	田中 勇一
82	小梅三丁目町会	木村 裕司	120	押上文花町会	松本 紀良
83	東向島一丁目中町会	金子 裕幸	121	京 一 旭 町 会	渡辺 伸一
84	東向一南町会	米本 常則	122	曳舟駅前プラザ自治会	生嶋 眞人
85	曳 舟 中 町 会	須藤 正	123	京一曳舟町会	米窪 大衛
86	東向島二丁目睦町会	川田 勤	124	京島二丁目町会	長妻 利行
87	東向島二丁目町会	増田 忠	125	京島南町会	大谷 和美
88	東向島宮元町会	北條 嘉雄	126	京島二丁目協和町会	武田 清
89	東 向 島 町 会	川名 健雄	127	京島三丁目北町会	金谷 直政
90	東向島六丁目第一町会	菊橋 星	128	京島三丁目中央町会	吉野 正彦
91	寺 六 中 央 町 会	吉澤 由勝	129	京島三丁目東町会	別府 茂
92	東向島親交町会	髙橋 正春	130	文 花 親 交 町 会	村田 孔
93	堤通一丁目町会	山下 洋	131	文花団地自治会	永藤 福信
94	東白鬚第一マンション自治会	山下 明	132	文花ふみはな町会	原 武志
95	白鬚東第二自治会	佐藤 芳次	133	文 花 宮 元 町 会	池田 敏則
96	堤通二丁目3・4 自治会	本田 初江	134	文花二丁目町会	灘谷 彰夫
97	白鬚東水神自治会	明田川光一	135	宮 田 町 会	髙髙 廣美
98	堤 通 自 治 会	石田 幸一	136	八 広 町 会	野口 雅秀
99	梅若橋自治会	熊木 一吉	137	長 浦 町 会	樋口 正朗
100	白鬚東第一自治会	樋口 宏和	138	八広一丁目南町会	石田 博保
101	コーシャハイム白鬚東自治会	矢野 一	139	八広三和里町会	樋口 敏郎
102	寺 七 西 町 会	立川 誠一	140	八広北町会	松井 洋
103	墨田一丁目第2アパート自治会	橋本 繁	141	八広二丁目親和町会	小栁 敏明
104	梅若西町会	山口 裕幸	142	八広二丁目南町会	西川 信博
105	梅 若 町 会	廣瀬 克之	143	八広三丁目町会	南 和俊
106	玉 の 井 町 会	高橋 一夫	144	八広あずま町会	石崎 俊一
107	隅 田 西 町 会	加藤 公庸	145	都営八広五丁目自治会	藤井 淳
108	隅 田 中 睦 町 会	川島 康義	146	八広西八町会	増田 進
109	都営墨田四丁目自治会	田端 徳光	147	八広六西町会	泉 幸延

番号	町会・自治会名	会 長 名	番号	町会・自治会名	会 長 名
148	八広六丁目東町会	谷 真宏	160	立花五丁目東町会	平野 博
149	立花一丁目町会	石田 光保	161	立花六丁目町会	高垣 和雄
150	立花平成町会	藤野 正芳	162	都営立花六丁目アパート自治会	齋藤 堅
151	UR都市機構立花一丁目団地自治会	真島 省吾	163	東墨田一・二丁目町会	大木 とよ
152	立花一丁目団地6号棟自治会	土屋 康夫	164	東墨田三丁目町会	大塚 雅一
153	立花二丁目町会	小林 謙一	165	亀戸ビューフォート自治会	佐野 勝功
154	立花二丁目仲町会	大嶋 龍男	166	Brillia タワー東京自治会	渡邊 豊
155	立花東町会	出沼 幸一	167	イーストコア曳舟自治会	田中 利夫
156	立花南町会	髙野 勤	168	都営第二寺島アパート自治会	休会中
157	立花あづま町会	堀井 秀明	169	トミンハイム横川一丁目自治会	古矢 晃
158	立花四丁目町会	風間 明	170	ソライエ・プレミアムテラス自治会	野田 武廣
159	立花五丁目町会	一松 紀行	171	墨田一丁目第2アパート4号棟自治会	山﨑 光子

^{※ ()} は会長代行

連合町会

(令和7年8月1日現在)

整理番号	会 名 称	会 長 名 (所属町会・自治会)	加入町会・自治会
1	両 国 連 合 町 会	渡邉兼利(両国一丁目町会会長)	両国一丁目、両国二丁目、両国 三丁目、両国四丁目【4町会】
2	千歳連合町会	清 水 伸 朗 (千歳一丁目町会会長)	千歳一丁目、千歳中央、千歳三 丁目【3町会】
3	緑 連 合 町 会	宮本勝典(緑一丁目町会会長)	緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、 緑四丁目【4町会】
4	立川・菊川連合町会	森 下 裕 之 (立川三丁目町会会長)	立川一丁目、立川二丁目、立川三丁目、立川四丁目、菊川二丁目、菊川三丁目
5	江東橋連合町会	瀧 井 行 男 (江東橋一丁目町会会長)	江東橋一丁目、江東橋二丁目、 江東橋三丁目、江東橋四丁目、 江東橋五丁目【5町会】
6	横網・石原連合町会	林 孝 明 (横網町会会長)	横網、石原一丁目、石原二丁目、 石原三丁目、石原四丁目 【5 町会】
7	亀 沢 連 合 町 会	清水 誠 (亀沢四丁目町会会長)	亀沢一丁日、亀沢二丁目、亀沢 三丁目、亀沢四丁目【4町会】
8	墨田区中央連合町会	井 上 武 郎 (本所二丁目町会会長)	本所一丁目、本所二丁目、本所三丁目、本所四丁目、東駒形一丁目、東駒形二丁目、東駒形三丁目、東駒形三丁目、東駒形四丁目、吾妻橋一丁目、吾妻橋二丁目、吾妻橋三丁目【11町会】
9	錦糸連合町会	片 岡 庄一郎 (錦糸三和町会会長)	錦糸一丁目、錦糸町アルカハビ タ自治会、錦糸三和 【3 町会・自治会】
10	太平連合町会	金澤哲治(太平三丁目町会会長)	太平一丁目、太平二丁目、太平三丁目、太平四丁目、Brillia タワー東京自治会 【5 町会・自治会】
11	横川連合町会	金原啓一(横川二丁目町会会長)	横川一丁目、横川二丁目、横川三丁目、横川四丁目、横川五丁目南部、横川五丁目旭、横川五丁目東部、横川五丁目北部【8町会】

			_
整理番号	会 名 称	会 長 名 (所属町会・自治会)	加入町会・自治会
12	業 平 連 合 町 会	秋 元 住 男 (業平四丁目町会会長)	業平一丁目、業平橋住宅自治会、 業平二丁目南、業平二丁目、業 平三丁目南、業平三丁目、業平 四丁目南部、業平四丁目、業平 五丁目南、業平五丁目北部 【10町会・自治会】
13	本所北部連合町会	五 十 畑 雅 章 (小梅一丁目町会会長)	向島一丁目、向島二丁目睦、向 島二・三、向島三丁目、向島四 丁目南、向島四丁目北、向島五 丁目西、向島五丁目東、小梅一 丁目、小梅二丁目、小梅三丁目、 押上一丁目、押上一丁目仲、中 之郷、押上二丁目【15 町会】
14	寺島地区町会・自治会連合会	須 藤 正 (曳舟中町会会長)	東向島一丁目中、東向一南、曳舟中、東向島二丁目睦、東向島二丁目睦、東向島二丁目。東向島、東向島、東向島六丁目第一、寺六中央、堤通一丁目、寺七西、玉の井、京一旭、曳舟駅前プラザ自治会、京一曳舟、京島南、八広、八広一丁目南、イーストコア曳舟自治会【19 町会・自治会】
15	白鬚東地区自治会連合会	熊 木 一 吉 (梅若橋自治会会長)	東白鬚第一マンション自治会、白鬚東第二自治会、堤通二丁目3・4自治会、白鬚東水神自治会、堤通自治会、梅若橋自治会、白鬚東第一自治会、コーシャハイム白鬚東自治会【8自治会】
16	隅田町会連盟	廣 瀬 克 之 (梅若町会会長)	白鬚東第一自治会、梅若西、梅若、隅田西、隅田中睦、都営墨田四丁目自治会、隅田町東、隅田中央、鐘ヶ淵 【9町会・自治会】
17	押上連合町会	松 本 紀 良 (押上文花町会会長)	押上南、押上西和、押上三丁目伸成、押上文花、京島二丁目 【5 町会】
18	京島文花連合町会	金谷直政(京島三丁目北町会会長)	京島二丁目協和、京島三丁目北、 京島三丁目中央、京島三丁目東、 宮田【5町会】

整理番号	会 名 称	会 長 名 (所属町会・自治会)	加入町会・自治会
19	文花一・二丁目地区連合会	原 武 志 (文花ふみはな町会会長)	文花親交、文花団地自治会、文 花ふみはな、文花宮元、文花二 丁目、亀戸ビューフォート自治 会【6町会・自治会】
20	八広地区町会連合会	安 達 彰太郎 (八広町会)	八広、長浦、都営八広五丁目自 治会【3町会・自治会】
21	向島東部地区連合町会	大 嶋 龍 男 (立花二丁目仲町会会長)	文花ふみはな、文花宮元、文花二丁目、立花一丁目、立花平成、UR都市機構立花一丁目団地自治会、立花二丁目団・6号棟自治会、立花二丁目、立花二丁目仲、立花東、立花南、立花あづま、立花四丁目、立花五丁目東、立花六丁目、都営立花六丁目アパート自治会、ソライエ・プレミアムテラス自治会【18町会・自治会】
22	北部地区町会・自治会連合会	泉 幸 延 (八広六西町会会長)	東向島親交、八広あずま、都営 八広五丁目自治会、八広西八、 八広六西、八広六丁目東 【6 町会・自治会】
23	八広吾嬬地区連合会	西川信博(八広二丁目南町会会長)	八広三和里、八広二丁目南、八 広北、八広二丁目親和、八広三 丁目【5 町会】

その他連合団体

1	墨田区町会・自治会連合会	須 藤 正 (曳舟中町会会長)	区内全町会・自治会 【170 町会・自治会】
2	向島地区町会自治会総連合会	大 谷 和 美 (京島南町会会長)	寺島地区町会・自治会連合会、 押上連合町会、京島文花連合 町会、文花一・二丁目地区連 合会の一部、八広地区町会連 合会に加入する町会・自治会 【35町会・自治会】

第2節 環境施策の推進

1 はじめに

本区は、昭和47年3月に「墨田区緑化宣言」を行い、緑化の推進に努めるとともに、平成21年10月に「すみだ環境区宣言」を行い、かけがえのない地球を未来の子供たちへ引き継ぐことを目指している。また、令和3年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を行い、脱炭素社会の実現を目指している。今後とも、未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくるため、積極的に取り組んでいく。

2 すみだ環境基本条例

区は「望ましい環境を未来のこどもたちへ手渡すために」という目標を掲げて、平成7年3月「墨田区環境誘導指針」を制定し環境関連施策を推進してきた。さらに環境誘導指針に描かれた理念を継承し発展させ、区、区民及び事業者が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう「すみだ環境基本条例」を制定し平成18年4月に施行した。この条例に基づき、「すみだ環境の共創プラン」を策定するとともに、墨田区資源環境審議会(墨田区環境審議会と墨田区廃棄物減量等推進審議会を統合・再編し令和7年4月に発足)、すみだ環境共創区民会議を設置している。また、「すみだ環境区宣言」をふまえ、平成21年10月から毎月5日を「すみだ環境の日」と定めて、様々な啓発活動に取り組んでいる。

③ 第二次すみだ環境の共創プラン(すみだ環境基本計画)

第二次すみだ環境の共創プランは、令和4年3月に中間改定を策定し、区民・事業者との協働によって、将来像である「みんなで創る環境にやさしい持続可能な『すみだ』」を実現するための目標や施策などを示している。またSDGsの視点や、区が令和3年10月に表明した「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を踏まえ、新たな施策及び温室効果ガス排出量の削減目標値の見直しなどを行っている。

この第二次すみだ環境の共創プランでは、地球温暖化への対応が喫緊の課題となっていることから、「墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「墨田区地域気候変動適応計画」を包含し、地球温暖化対策の取組を一体的に推進していくものとしている。

4 地球温暖化防止設備導入助成制度

墨田区の温室効果ガス削減への取組の一環として、平成20年7月から「地球温暖化防止設備導入助成制度」を実施している。助成対象となる設備は、建築物断熱改修、家庭用蓄電システム等である。また、令和7年4月から宅配ボックスに対する助成を開始した。今後も、地域全体で省エネルギーの取組を推進するため、本助成制度をはじめとした各種の施策を着実に取り組み、温室効果ガスの削減につなげていく。

地球温暖化防止設備導入助成制度実績表

			助 成	件 数	
設備の種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
太陽光発電システム(う	(()	17	_	_	122
太陽熱利用システム(シ	(()	0	_	_	_
遮熱塗装 (熱交換塗装・高反射 ²	室塗装)	73	63	47	31
7+ 安 hho luc	断熱材	10	20	10	3
建築物断熱改修(※)	窓	18	32	19	31
燃料電池発電給湯器(エ	ネファーム)	8	3	2	2
事業用省エネルギー型/機器(※)	小規模燃焼	0	_	_	_
事業用空調機器(※)		3	-	-	_
事業用照明機器(※)		2	-	-	-
家庭用蓄電システム		19	21	70	142
直管型LED照明器具		15	19	18	18
住宅エネルギー管理シス	ステム (HEMS)	12	6	21	19
ビークル・トゥ・ホーム (V2H)		-	_	0	1
充電設備		-	-	4	4
次世代自動車		-	_	-	38
合	計	167	144	181	411

[※] 太陽光発電システムは令和3年度末で助成を終了。令和6年度から助成を再開 太陽熱利用システム・事業用設備は令和3年度末で助成を終了。

[※] 建築物断熱改修は令和6年度から断熱材と窓を別設備とした。

5 水素社会実現に向けた取組について

区では、東京都と連携を図りながら、水素社会の実現に向けた取組をしている。区は水素を使用した燃料電池自動車と外部給電器を活用し、各種イベントでの展示・実演のほか、水素をテーマとした講座の実施等、水素エネルギーに関する啓発を行っている。

第3節 緑化の推進

1 緑化の現状

緑は、住み働く人の心にやすらぎとうるおいをもたらしてくれる。本区の緑は、かつての墨堤の桜や神社の森にみられたように、人々の生活と深くかかわり合いながら育まれてきたが、関東大震災と戦災、その後の都市化の進行に伴い、豊かな緑の大半は失われてしまった。

区では、緑の回復をめざして昭和 47 年に緑化宣言を行って以来、緑化を推進してきた。その結果、平成 30 年度に実施した緑の現況調査によれば、緑被率は10.7%となり、前回(平成 21 年度)調査の 10.5%を上回った。これは草地と屋上緑地が増えたことによる。一方で樹木被覆地は前回よりも減少した。

緑地の増加には、開発に対する緑地整備(屋上緑化を含む。)の指導が有効であることから、継続して緑化施策を推進していく。

土地被覆状況

(平成30年度 緑の現況調査)

West 744166		=0 00/	
道路・建物等	1, 094. 72ha ·····	79.8%	
樹木被覆地	· 90. 76ha ······	6.6%	
草 地	· 48. 33ha ······	3.5%	 緑 被 率
屋上緑地	· 7. 63ha ······	0.6%	10.7%
裸 地	· 28. 01ha ······	2.0%	
水 面	· 101. 68ha ······	7.4%	
合 計	・ ※1,371.13ha (ヘクタール))	

※東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図データの行政界データ図形面積を用いている。

2 緑化の推進計画

区では、平成7年に「墨田区緑の基本計画」を策定した。

当該計画が令和3年度に計画終了を迎えたため、緑の基本計画に生物多様性地域戦略を包含し、令和4年度から令和22年度を計画期間とする「第二次墨田区緑の基本計画~墨田区生物多様性地域戦略~」として策定した。この計画は、基本理念を「水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ」とし、水や緑により、人々がやすらぎとうるおいを感じられるよう、人々の生活や心に寄り添い、豊かにする緑を将来に引き継いでいくため、SDGsの視点を取り入れ、取り組むべ

き課題と基本方針、目標及び計画を明確にし、区民、事業者、行政の三者の役割と協力の仕方を示している。

緑と花の学習園現況

(令和6年度)

面積	開園日	植栽種類	緑化相談日	来園者数と緑化相談件数
1, 545. 87 m²	56. 4. 1	約 350 種類	毎週土曜 (8・12・1月を除く)	7,872名:60件

③ 立体 (屋上・壁面) 緑化の推進

墨田区は住宅が密集しているため、オープンスペースが不足し、緑化可能なスペースが少ない現状にある。このため区では、建物の屋上や壁面を活用した立体的な緑化を進めている。その推進策として庁舎別棟に壁面緑化見本コーナーを開設し、啓発を図っている。また、平成15年度から屋上緑化を行う建築物の簡易安全点検制度及び屋上緑化の補助制度を、平成21年度から壁面緑化の補助制度を開始し、更なる普及を図っている。

4 特別保全樹木等補助金制度

昭和51年9月より、区内に残された自然度の高い貴重な樹木に対し保護樹木として指定してきたが、指定だけでは維持管理が難しい状況から改めて基準をつくり「特別保全樹木」として樹木や植樹帯を指定し、剪定費用の一部を補助することにより生活環境の保全及び快適な環境の確保を図っている。

令和2年度からは、樹木医による樹木診断費用の一部を補助している。

特別保全樹木指定現況

(令和 7.3.31 現在)

	施設件数	指定本数・延長
樹木	29件	159本
生け垣	2件	189m

5 緑と花のサポーター制度

この制度は、区民が緑化活動に自主的に取り組む機会を提供する目的で、平成14年5月に始まった。公募した緑と花のサポーター(緑化ボランティア)は、緑と花の学習園を拠点に緑と花のまちづくり推進地域の支援や、緑化イベントでの啓発活動などを行っている。このことを通じて緑化に対する意識をより深め、将来的には地域の緑化リーダーとなってもらうことをめざしている。活動は毎週2回、講習会等年数回。令和7年3月現在、登録者41名。令和6年度の活動参加延人数は1.554人。

6 緑と花のまちづくり推進地域制度

平成22年7月より、まちの緑化に関心のある町会や自治会を募集し、応募の あった地域の方が、広がりや視覚的効果のある場所に花壇やプランターを設置 して維持管理を行っている。

本事業は、緑と花のサポーターの協力を得て実施しており、現在の緑と花のまちづくり推進地域は、令和7年3月現在、27地域である。

7 道路緑化

道路緑化は、道路交通の安全性と快適さを高め、沿道の自然環境を保全し、生活環境を改善するためのもので、街路樹植栽と歩道緑地帯造成の両面で進めている。このうち街路樹植栽は、墨田区緑化宣言を契機に幅員 2.5m 以上の既設歩道への植栽を進めており、1,595 本 (昭和47年4月1日現在)から3,433本(令和7年4月1日現在)まで増えている。樹種は別表に示すとおりである。

さらに、「緑と花の墨田区」のイメージをより一層高めるとともに、区民に四季にわたって咲く花を楽しみ愛してもらうため、道路や緑地にフラワーポットを設置し、花で飾る取り組みや、橋台地等の緑化に取り組むなど、きめ細かな施策を進めている。

また、道路環境や都市景観の向上のために道路緑化に協力したいとの区民の 声が増え、平成29年度からは区民と一体となって緑化活動や清掃活動を行う道 路緑化ボランティアを設置し、地域環境の美化も推進している。

一方で、墨田区緑化宣言以降に増やしてきた街路樹ではあるが、老木化や大木化が進み、維持管理費の増加や、台風時の倒木などの課題もあるため、植替えが必要となっている。植替えにあたっては、通行者に潤いや安らぎを与えられるよう、季節を感じられる花の咲く街路樹への転換も進めている。

植栽現況

(令和 7.4.1 現在)

名 称	区分	総数	高中木	低木 (株物)
公園等緑化	区内公園 ·児童遊園	182, 250 本	19, 304 本	162,946 本
	区民広場	3, 313	453	2, 860
	街 路 樹	7, 401	3, 433	3, 970
道路緑化	歩道緑地帯	57, 594	2, 045	55, 549
但 的 脉 化	橋 台 地	8, 080	301	7, 779
	その他	17, 230	1, 208	16, 022
河 川	緑 化	12, 338	363	11, 975
計	<u> </u>	288, 206	27, 107	261, 101

街路樹植栽現況

(令和 7.4.1 現在)

			`	[3/10 11 11 50 1年)
名 称	国 道	都道	区道	計
すずかけ	287 本	196 本	550 本	1,033本
あおぎり	0	70	125	195
えんじゅ	0	5	0	5
とうかえで	0	0	955	955
いちょう	0	190	53	243
あめりかふう	2	0	91	93
まてばしい	0	122	45	167
はなみずき	89	10	265	364
こぶし	1	516	179	696
ゆりのき	0	95	36	131
きんもくせい	0	0	243	243
その他	59	3,064	891	4, 014
計	438	4, 268	3, 433	8, 139

植樹帯現況

(令和 7.4.1 現在)

区	分	路線数又は箇所数	延	長	面	積	備	考
歩道線	录地带	35 路線	10, 28	84.56m	9, 08	33. 92 m²	新あづ	ま通り
橋台地	緑地帯	17 箇所			2, 72	22.86	ほか 34	路線
そ 0	り他	32 箇所			7, 63	34. 64		
言	+				19, 44	41. 42		

第4節 雨水利用の推進

1 雨水利用の役割

墨田区では、昭和50年代中ごろまで、大雨が降ると、下水道から下水が逆流して起こる都市型洪水がしばしば発生した。都内でも、近年、いわゆるゲリラ豪雨による都市型洪水が発生している。一方、渇水に備え水資源の確保も大きな問題となっている。

貯めた雨水をトイレの流し水や散水等に活用すれば、水道水の節約として水 資源対策になる。さらに、貯めた雨水は、いざという時の防災用水(初期消火 の水、非常用の生活用水・トイレの流し水など)に活用できる。

2 墨田区の雨水利用施設

墨田区の雨水利用の取組は、昭和57年、(公財)日本相撲協会が建設しようとしていた国技館に雨水利用の導入を申し入れたことに始まる。当時、両国地区は大雨のたびに下水道から下水が逆流していたので、国技館の屋根に降った雨水をためて洪水を防止し、ためた雨水を水洗便所や冷房に利用しようと考えたのである。非常時には消火用水や飲み水にも利用できる。この申し入れを協会は受諾し、昭和60年に日本屈指の雨水利用施設が誕生した。区も雨水利用に積極的に取り組み、現在までに区役所庁舎をはじめ、外手児童館、緑小学校、吾嬬立花中学校、緑図書館、すみだ生涯学習センターなどの36の区の施設に雨水利用が取り入れられている。いずれも屋根に降った雨水に沈殿やろ過などの簡単な処理をした後、地下の雨水タンクに導き水洗便所や、植木の散水などに利用している。貯留雨水の水質は水道水にほぼ匹敵する良好な結果が得られている。なお、令和6年度は区役所庁舎の水洗便所に使われた水12,645㎡のうち13.1%、1,660㎡が雨水でまかなわれた。

また昭和63年には、「路地」の防災のシンボルとして作られた「路地尊」にも雨水利用が導入された。これは向島地区で防災まちづくりに取り組む住民組織"一寺言問地区を防災のまちにする会"が考え出したもので、現在までに20基の路地尊に雨水利用が導入されている。また、開発指導要綱や集合住宅条例によって、多くの民間ビルや集合住宅などに雨水利用が取り入れられている。

3 雨水利用への助成

平成7年4月、「墨田区雨水利用推進指針」を策定し、同年10月から、「雨水利用促進助成制度」を開始し、区内に雨水タンク等を設置する方へ助成を行っている。

令和2年度までは、タンクの種類を区分して、内容に応じて助成していたが、これまでの実績を踏まえ、より一層設置の促進を図るため、令和3年度からは、タンクの種別をなくし、助成限度額を一部引き上げた。また、令和7年度から雨水浸透ます・雨水浸透トレンチを助成対象として加えた。

雨水利用促進助成実績

(単位:基)

タンクの種類	7~22 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3年度	4年度	5年度	6 年度	合計
地中梁方 式貯留槽	30	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	-	-	_	-	32
中規模貯留槽	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	_	-	13
小規模 貯留槽	233	13	10	7	14	14	0	2	5	12	3	-	_	_	-	313
雨水貯留槽	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	2	1	4	4	11

※平成7年10月から開始

4 雨水利用の普及・啓発

雨水利用の普及・促進のために行政、区民を対象に次のような事業を行っている。

① 行政を対象としたものとして、自治体間で雨水利用の交流を深め、雨水利 用を効果的に推進していくために、区は、雨水利用に取り組む沖縄県、福岡 県、高松市、神戸市、越谷市などの自治体とともに平成8年7月に「雨水利 用自治体担当者連絡会」を結成した。

また、平成20年8月には、雨に関する産官学民の緩やかなネットワーク組織「雨水ネットワーク会議」が設立され、墨田区において「第1回雨水ネットワーク会議全国大会」が開催された。そして、平成28年4月から「雨水利用自治体担当者連絡会」は「雨水ネットワーク」(「雨水ネットワーク会議」から名称変更)の行政部会に組織を移行し、民間企業や区民とより一層の連携を図ることとなった。また、令和6年8月には「第14回雨水ネットワーク全

国大会2024inすみだ」が開催された。

- ② 区内には区民レベルで雨水利用を推進している「雨水市民の会」がある。 この会は、平成6年8月に開催した「雨水利用東京国際会議」の実行委員会 が母体で、平成7年4月に発足した。市民の会は平成18年にNPO法人とな り、区と協働して雨水利用に関する技術開発、普及活動及び国際協力などの 活動を行っている。
- ③ 平成12年6月、ICLEI(国際環境自治体協議会)から、本区の雨水利用推進事業が「国際自治体環境賞」に選ばれた。これは、発展途上国への技術移転が容易なこと及び住民、事業者と協働で取り組んでいることなどが高く評価されたものである。

21世紀は、地球規模で都市化が急速に進み、気候変動の影響もあり渇水と 洪水が深刻化するものと予想され、それらを総合的に解決する雨水利用はま すます重要性を帯びてくるものと考えられる。雨水利用先進自治体として、 墨田区が雨水利用の分野で国際貢献していくことが期待されている。

- ④ 他の地方公共団体及び学校関係者などから区内の雨水利用施設等の視察を受け入れている。平成28年8月から雨水利用に関する視察について雨水市民の会との連携を始めており、令和6年度は13団体113名の視察を受け入れた。
- ⑤ 雨水利用の普及啓発のため、雨水利用の紹介、区の雨水利用の取組・歴史・ 事例の紹介、雨水タンクのメンテナンス方法等を掲載した「すみだ雨水活用 ガイド」を区ホームページ上で公開している。

第5節 公害対策

1 はじめに

公害は、人が活動することにより生ずる、健康や生活環境への侵害である。産業の発展により、私達の生活は物質的に豊かになっているが、その裏には、次々と新しい公害が発生し、居住環境は悪くなり、健康と生活環境が脅かされるといった問題が起こってきている。環境基本法は、公害として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を取り上げ、規制措置をそれぞれの法律に委ねている。現在、大気汚染防止法の一部、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)による規制事務は区長に委任されている。

墨田区は、住、工、商の混在する中小企業のまちであることから、騒音、振動、 悪臭等の公害が発生する要因を多く抱えている。区では豊かで安全な生活ができる 環境を次の世代に残していくため、中小企業の育成を図りながら、区と区民との協 働により、墨田区の自然的、社会的条件に応じた公害防止対策に努めている。

|2| 公害の苦情・陳情

区民の公害意識の高まりに伴い、苦情の内容は多種多様となり、苦情件数も 他区と比較して多い。区に相談があった場合は、現地調査により事実関係を確 認した上で、発生源に対して注意、指導を行い、解決を図っている。

苦情のほとんどは感覚によるもので、季節的には窓を開放する時期が多い。 これは過密化した住・工混在の立地条件が大きな原因の一つと考えられる。令 和6年度の苦情内容は、騒音、振動及び悪臭で約80パーセントを占めている。

近年は、生活騒音を含めた騒音苦情が増加傾向にあるが、環境確保条例に基づき、事業者等への指導を徹底している。なお、共同住宅など同一建物内の生活騒音に関しては、環境確保条例が適用されないため、管理組合等の自主的ルールによって解決が図られるものである。

公害苦情の状況

ア 受付方法別の苦情件数

方	法	電話	来 庁	メール	文 書	その他	合 計
件	数	332	19	55	2	9	417

イ 発生源別・月別苦情受付件数

(令和6年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
エ	場	5	4	2	1	2	2	0	5	1	0	2	1	25
指定作	F業場	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	4
建設	作業	19	22	24	14	14	11	27	22	24	27	16	21	241
_	般	22	20	14	10	13	16	11	16	5	7	3	10	147
合	計	46	47	40	25	29	30	38	43	31	34	21	33	417

ウ 発生源別苦情受付件数の推移(平成29年度~令和6年度)

	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工場	22	30	25	38	38	39	30	25
指定作業場	10	6	11	14	7	4	6	4
建設作業	94	117	149	220	189	195	178	241
一般	118	141	113	165	169	141	149	147
合 計	244	294	298	437	403	379	363	417

工 現象別・月別苦情受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計	構成比
ばい煙	1	3	0	1	0	1	0	1	1	0	1	2	11	2%
粉じん	2	3	4	5	6	3	5	3	9	3	4	4	51	10%
有害ガス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0%
悪臭	8	11	6	2	4	9	4	8	1	5	1	3	62	13%
汚水	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0%
騒 音	39	22	23	10	14	15	24	25	22	23	14	21	252	52%
振 動	5	8	9	8	5	1	5	5	5	9	8	5	73	15%
その他	1	4	5	6	5	2	3	5	1	0	1	1	34	7%
合 計	56	53	47	33	34	31	41	47	39	40	29	36	486	
構成比	12%	11%	10%	7%	7%	6%	8%	10%	8%	8%	6%	7%		•

オ 現象別苦情受付件数の推移(平成29年度~令和6年度)

			29 年度	30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ば	V	煙	10	3	8	13	9	9	7	11
粉	じ	λ	23	26	49	35	46	37	43	51
有	害ガ	、ス	0	0	1	3	0	0	0	1
悪		臭	35	56	56	52	56	54	58	62
汚		水	0	0	0	0	0	1	2	2
騒		音	133	174	177	299	252	230	201	252
振		動	31	35	51	70	51	64	63	73
そ	の	他	38	49	32	37	34	48	38	34
合		計	270	343	374	509	448	443	412	486

カ 町別・現象別苦情受付件数

	1/31	-34,34 [1]	1/11/11					(13 -114	0 1 2
	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	その他	合 計
両 国	0	1	0	2	0	9	3	1	16
千 歳	0	1	0	2	0	12	0	1	16
緑	3	5	0	1	0	13	3	0	25
立川	0	2	0	1	0	7	0	0	10
菊 川	0	3	0	3	0	7	5	1	19
江東橋	0	0	0	2	0	14	4	1	21
横網	0	0	0	0	0	4	1	0	5
亀 沢	0	3	0	3	0	13	2	0	21
石 原	0	2	1	1	0	8	2	0	14
本 所	0	2	0	1	0	6	1	1	11
東駒形	0	1	0	3	0	3	0	1	8
吾妻橋	0	0	0	2	0	9	2	1	14
錦糸	0	0	0	2	0	16	7	0	25
太平	0	2	0	2	0	9	3	2	18
横川	0	1	0	4	0	9	2	0	16
業平	0	2	0	3	0	4	1	0	10
向 島	0	8	0	1	2	22	3	1	37
東向島	1	3	0	3	0	15	9	7	38
堤 通	0	2	0	0	0	1	1	1	5
墨田	1	2	0	4	0	13	2	4	26
押上	0	4	0	2	0	12	4	3	25
京 島	1	1	0	1	0	7	2	2	14
文 花	0	1	0	0	0	8	4	0	13

	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	その他	合 計
八広	3	3	0	5	0	16	7	4	38
立花	2	2	0	2	0	10	4	1	21
東墨田	0	0	0	12	0	4	1	2	19
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合 計	11	51	1	62	2	252	73	34	486

キ 発生源別・現象別苦情受付件数

(令和6年度)

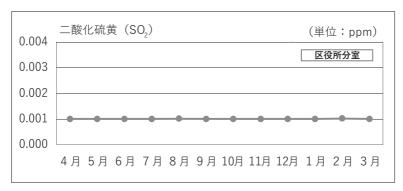
	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	その他	合 計
工 場	0	0	1	15	0	12	3	0	31
指定作業場	3	0	0	0	0	1	0	0	4
建設作業	3	51	0	9	0	166	69	1	299
一般	5	0	0	38	2	73	1	33	152
合 計	11	51	1	62	2	252	73	34	486

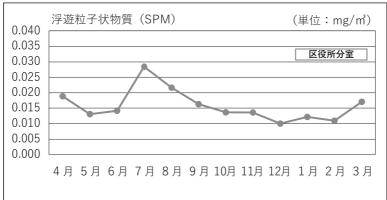
3 環境調査

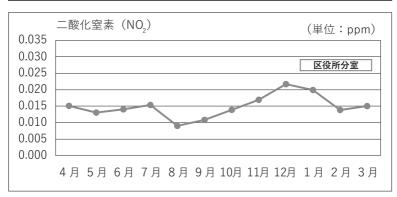
墨田区では、大気汚染物質である窒素酸化物や浮遊粒子状物質等について現在1か所で常時測定を行っている。また、道路交通騒音・振動及び交通量についても主要幹線道路を中心に継続的な調査を行っている。

水質汚濁については区内河川の8か所で年4回の検査を行うと共に、カドミウム等の健康項目の調査についても、うち1か所で実施している。なお、隅田川については上流部を含む流域8区で構成する「隅田川水系浄化対策連絡協議会」の合同水質検査を年2回実施している。

令和6年度における大気中の二酸化硫黄・ 二酸化窒素・浮遊粒子状物質濃度の状況







道路交通騒音の測定結果(令和6年度)

単位: dB(A)

** 14 4		等価騒音レベル						
道 路 名	測定期間	寺伽騒音						
測 定 場 所	N1VE\31141	昼間 (6~22 時)	夜間 (22~6時)					
水 戸 街 道	令和6年6月10日(月)	73	71					
コモディイイダ前	~6月14日(金)	13	(1					
水戸街道	令和6年6月10日(月)	74	73					
四ツ木橋手前	~6月14日(金)	14	13					
明 治 通 り	令和6年6月10日(月)	71	68					
東向島児童館前	~6月14日(金)	/1	00					
明 治 通 り	令和6年6月10日(月)	69	68					
コーポエクセル前	~6月14日(金)	09	00					
京 葉 道 路	令和6年6月10日(月)	68	66					
都立両国高校前	~6月14日(金)	00	00					
京葉道路	令和6年6月10日(月)	68	67					
両 国 橋 児 童 遊 園 前	~6月14日(金)	00	07					
蔵 前 橋 通 り	令和6年6月10日(月)	71	66					
都立横網町公園前	~6月14日(金)	/1	00					
蔵 前 橋 通 り	令和6年6月10日(月)	68	64					
法恩寺橋児童遊園前	~6月14日(金)	00	04					
三ツ目通り	令和6年6月10日(月)	69	67					
アドン菊川ビル前	~6月14日(金)	09	07					
三ツ目通り	令和6年6月10日(月)	72	70					
本四三ツ目児童遊園前	~6月14日(金)	12	10					
要 請 限 度		75	70					

区内河川の水質の調査結果(令和6年度)

□ 生活環境項目

(年度平均値)

類型	河川名		生	活環境	1 項 目		その化	也の項目
無空	(調査地点)	BOD COD		DO	SS	рН	りん酸性りん	アンモニア性窒素
		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		mg/l	mg/l
	北十間川(京成橋)	2.3	4.1	10.4	9	7.7	0.195	0.39
	旧中川(平井橋)	2.7	3.3	9.6	4	7.6	0.174	0.69
A 類型	竪川(二之橋)	1.2	3.3	4.2	3	7.2	0.265	0.93
	北十間川(東武橋)	2.0	3.8	7.2	5	7.5	0.217	0.60
	北十間川(枕橋)	1.6	4.2	4.4	6	7.0	0.314	1.45
B 類型	横十間川(天神橋)	2.5	4.5			7.7	0.209	0.50
C 類型	隅田川(桜橋)	1.9	3.7	4.1	8	7.0	0.323	1.49
し類空	荒川(木根川橋)	2.0	3.9	6.4	9	7.2	0.219	1.19
環境	竟基準							
A	類型	2以下	1	7.5 以上	25 以下	6.5~8.5	-	-
B類型		3以下	ı	5以上	25 以下	$6.5^{\sim}8.5$	ı	-
С	類型	5以下	-	5以上	50 以下	6.5~8.5	-	_

□健康項目

令和7年2月12日に、横十間川の天神橋で、健康項目について調査した。 結果は以下のとおりである。

項目	カ ド ミウム	シアン	鉛	六 価 クロム	砒 素	総水銀
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
環境基準	0.003 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.0005 以下
調査結果	0. 0003	不検出	0.001 未 満	0.002 未 満	0.001	0.0005 未満

4 光化学スモッグ

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応をおこし、二次的に生成されるもので、人や植物に被害を与えることから大きな社会問題となっている。

これらの被害を未然に防止するため、東京都ではオキシダント濃度を常時測定しており、その状況に応じて予報や注意報、あるいは警報を発令し、区ではこれを受けて、昭和56年6月から防災行政無線等で注意を呼びかけて広く区民に周知を図っている。

区 :	年 度	30	元	2	3	4	5	6
注	都全域	9 日	7 日	6 日	6 日	7 日	4 日	15 日
注意報	区北部地域	2 目	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	5 日
被	都全域	0人						
被害者	墨田区	0人						

光化学スモッグ注意報発令状況

5 アスベスト飛散防止

区では、平成17年9月から「民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱」を適用し、民間住宅や中小企業の建築物における吹付けアスベストの分析費用の助成を行うとともに、除去工事費用の融資あっ旋及び利子分の補助等を行っている。

平成28年12月から「建築物の解体等工事に係るアスベスト飛散防止に関する指導要綱」を制定し、全ての建築物の解体等工事について、アスベストに関する事前調査を行うように指導し、その結果を区へ報告すること及び現場に掲示することを求めている。

また、大気汚染防止法の改正に伴い、令和4年4月1日以降に着工する一定 規模以上の建築物等の解体等工事について、アスベストに関する事前調査の結 果を労働基準監督署及び自治体に報告することが義務付けられ、原則として国 の石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこととなった。令和5年 10月1日以降に着工する建築物の解体等工事について、必要な知識を有する者 (建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日までに日本アスベスト調査 診断協会に登録されている者)による事前調査の実施が義務付けられた。 アスベスト含有建築物解体等工事については、「大気汚染防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、特定粉じん排出等作業 実施届出書等の提出を受け、工事施工前にアスベストの飛散防止対策の確認及 び指導を行っている。

アスベストに関する受付件数

年 度	元	2	3	4	5	6
分析調查費助成件数	5 件	6件	5 件	4件	2 件	2 件
アスベストの事前調査に係る報告書	388 件	334 件	465 件	2,106件	2,209件	2,385件
特定粉じん排出等作業実施届出書	43 件	48 件	21 件	33 件	32 件	23 件

6 区内の空間放射線量の測定

墨田区では、東京電力福島第一原発事故由来による放射能の影響を考え、空間放射線量を測定している。

空間放射線量については、隅田公園をはじめとした区内4か所の公園で定点 測定を実施し測定結果については、適時ホームページ等で公表している。

なお、区内の空間放射線量は、低い値で安定的に推移している。

平成24年度から身の回りの放射線量の測定を希望する区民等に対して、放射線測定器の貸出しを行っており、令和6年度の貸出件数は、0件であった。

定点における放射線量の測定結果(令和6年度)

単位: u Sv/h

				- <u>μ</u> . μ ον/ π
	測定	場所		平均値
隅	田	公	遠	0.05
錦	糸	公	遠	0.09
東「	句 島	北公	、園	0.05
東	墨	日公	園	0.07

(地上 50cm で測定)

7 鳥獣被害対策

すべての野生鳥獣は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されている。一方で野生鳥獣による生活環境に支障をきたす事例が生じている。

主なものとして、カラスが卵やヒナを守るための威嚇や攻撃行動、ウミネコ の営巣等に伴うフン害や鳴き声による騒音、ハクビシン・アライグマの住居等 への侵入による物音や果実などの食害などが確認されている。

基本的な生活環境被害の防止対策としては、営巣をさせないこと、住居等へ侵入させないことが重要となることから、区のホームページを通じ注意を促している。特にウミネコについては、飛来時期前に営巣対象となりそうな建物へ注意喚起チラシの配布を行い、周知を図っている。

これまで、区では生活環境被害の防止について周知を行って来たが、ハクビシン・アライグマについては、令和6年2月、ウミネコは同3月から、営巣や住居等へ侵入された場合に、建物所有者・管理者を対象として、原則一回に限り、東京都の許可を受けた専門業者に委託をし、巣の撤去・捕獲処分等を行っているほか、防止対策のアドバイスや状況を勘案して専門業者の紹介を行っている。

捕獲実績件数

直	鱼	<u>V</u> .	•	멮

	令和5年度	令和6年度
アライグマ	1	2
ハクビシン	1	2

8 環境影響評価制度

この制度は、大規模な事業を実施する際に、それが環境に与える影響を十分 に調査し、予測及び評価を行うもので、「環境アセスメント」ともいわれている。

東京都では昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定しており、国においては平成11年6月から「環境影響評価法」が施行された。区内では現在1事業が都条例の対象となっている。

なお、都条例は平成14年に改正され、同年7月から対象事業規模の緩和など 事業段階アセスメントについて変更されるとともに、平成15年1月から、新た に計画段階アセスメントが導入されることになった。 事業の状況 (令和 7.3.31 現在)

南千住北部地区住宅地区(E街区)建設事業及び都市計画道路補助線街路第321号線建設事業

平成18年3月事後調査報告書(工事の施行中その5)を公表

9 工場認可等公害防止対策

墨田区は、準工業地域・工業地域が全面積の約52パーセント(令和7年3月31日現在)を占めているように、住・工・商混在の町であり、各種の公害が発生する要因を内包している。

このため工場・指定作業場や建設作業の公害発生源に対しては、一定の基準 以下で作業が行われるよう、事前に工場の認可申請や施設の設置届出、作業の 実施届出をさせて規制を行い、また、公害防止の技術指導、公害防止資金の活 用等の指導を行っている。

平成28年度から工場台帳システムによる統計処理を導入した。

工場認可状況(東京都環境確保条例第81条、第82条関係)

_			_	_		_							_				
	業種	食	衣	印	紙加工	化	皮	繊	鉄	金	非鉄金属	ゴ	木	窯	サービ	その	合計(件)
×	2 分	品	類	刷	品	学	革	維	鋼	属	並属	4	材	業	ス	他	件
訍	置	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	7
変	ぎ 更	0	0	0	0	3	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	9
廃	止・抹消	0	6	10	11	1	5	2	1	30	0	3	2	1	5	6	83

						町	別	•	業	種	別
	町 名	両	千	41	並	菊	江	横	亀	石	本
業	種	国	歳	緑	Ш	Ш	東橋	網	沢	原	所
1	製造業	58	59	164	88	96	33	16	122	260	216
	(1)食料品、飲料、たばこ、飼料製造業	1	1	5	0	2	1	1	2	6	7
	(2)繊維工業	4	3	13	3	1	1	0	23	16	5
	(3)衣類・その他の繊維製品製造業	7	2	20	7	8	0	2	9	64	17
	(4)木材・木製品製造業	6	1	7	5	7	1	2	2	12	11
	(5)家具・装備品製造業	0	2	7	2	3	0	1	4	7	2
	(6)パルプ・紙・紙加工品製造業	6	8	11	9	15	2	3	5	21	26
	(7)出版・印刷・同関連産業	23	25	38	37	31	8	2	27	37	33
	(8) 化学工業	0	0	3	0	1	0	0	0	0	3
内	(9) 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(10)プラスチック製品製造業	2	0	2	0	5	1	1	1	5	4
	(11)ゴム製品製造業	0	0	2	0	0	0	0	0	2	3
	(12)なめし革・同製品・毛皮製造業	0	1	1	1	3	1	1	1	10	14
	(13) 窯業・土石製品製造業	3	2	2	2	1	0	0	2	1	1
訳	(14) 鉄鋼業	0	1	12	2	0	2	0	14	16	12
	(15)非鉄金属製造業	0	0	0	1	2	1	0	0	4	2
	(16)金属製品製造業	5	12	35	13	14	8	3	28	47	67
	(17)一般機械器具製造業	0	0	1	3	1	3	0	1	8	1
	(18) 電気機械器具製造業	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1
	(19)輸送用機械器具製造業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	(20)精密機械器具製造業	1	0	0	0	0	3	0	0	1	1
	(21)武器製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(22) その他の製造業	0	1	4	0	2	1	0	3	3	6
2	卸売業・小売業	2	0	1	3	0	0	0	0	0	3
3	運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	サービス業(他に分類されないもの)	9	0	7	13	8	7	0	14	11	14
	総計	69	59	172	104	104	40	16	136	271	233

認	可	工	場	数		(令和7.3.31 現在									祖在)	
東駒形	吾妻橋	錦糸	太平	横川	業平	向島	東向島	堤通	墨田	押上	京島	文花	八広	立花	東墨田	総計
139	23	32	87	95	122	169	384	54	353	209	165	90	587	359	231	4,211
6	2	11	7	6	8	17	26	0	11	10	7	6	18	8	18	187
3	0	1	0	7	3	10	7	1	9	14	6	1	8	5	3	147
8	0	0	7	9	9	11	11	1	12	20	4	4	11	10	2	255
16	3	2	4	5	5	10	9	0	14	9	8	0	22	17	3	181
4	1	1	0	1	0	4	6	1	1	4	2	1	6	3	0	63
21	0	4	10	11	8	13	25	5	15	8	2	2	11	11	4	256
12	7	2	6	12	20	24	26	8	10	13	13	2	29	30	13	488
2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	11	26
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	2	4	1	4	11	29	2	17	12	10	6	44	14	8	188
5	0	1	7	0	0	3	16	3	46	1	8	4	39	15	13	168
11	1	0	2	2	3	11	15	5	8	8	1	0	15	2	87	204
2	0	0	3	3	3	2	3	0	0	1	2	6	7	16	4	66
3	1	2	2	2	6	2	1	0	3	1	0	2	9	2	3	98
0	0	1	1	0	2	3	11	0	3	7	2	0	9	9	2	60
37	4	3	25	31	40	40	175	23	185	82	94	53	315	195	51	1, 585
1	1	0	2	0	5	3	7	3	8	7	3	0	7	9	2	76
0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	12	2	0	24
0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	6
0	2	0	2	1	2	0	3	0	0	2	0	1	6	3	0	28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	1	2	5	3	4	5	11	2	7	8	3	0	16	6	7	105
2	1	0	0	2	0	0	1	2	0	0	0	1	5	3	2	28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	8	0	11	10	16	13	18	12	8	6	9	7	34	22	19	285
150	32	32	98	107	138	182	403	68	361	215	174	98	626	384	252	4,524

						町	別	•	業	種	別
町	名	剅	+	ı.	立	菊	江	横	亀	石	本
業 種	_	玉	歳	緑	Щ	Ш	東橋	網	沢	原	所
自 動 車 駐 車	場	17	4	17	10	7	51	11	14	12	5
専用自動車ターミナ	ル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリンスタンド及て液化石油ガススタン	バド	1	1	0	0	1	1	0	2	2	3
自 動 車 洗 車	場	1	1	0	0	0	1	0	1	3	2
ウエスト・スクラップ処理	場	0	0	0	26	2	0	0	0	0	0
セメントサイ	ロ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料置	場	0	0	0	5	4	4	0	0	0	0
死 亡 獣 畜 取 扱	場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 写 真 作 業	場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業用材料薬品小分け作業	場	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造	場	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
豆腐・煮豆製造	場	0	0	2	1	0	2	0	2	3	2
洗濯事業	場	2	2	4	1	1	2	0	1	3	6
ボ イ ラ	_	6	1	4	2	1	22	6	6	2	3
地下水揚水施設事業場・公衆浴	場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の積替え場所又は保管場	所	0	0	1	4	0	0	0	1	0	0
ガスタービン・ディーゼル機関ガス機関・ガソリン機	関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病	院	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
研究所・試験・検査を行う事業	場	0	0	2	0	2	2	1	0	1	2
暖房用熱風	炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼 却	炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚 水 処 理	場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計		27	10	30	49	18	86	19	27	27	24

指	定	作	業	場	数								(令和	₽ 7.3	. 31 思	見在)
東駒形	吾妻橋	錦	太	横	業	向	東向	堤	墨	押	京	文	八	立	東墨田	総
形	香橋	糸	平	Ш	平	島	島	通	田	上	島	花	広	花	田田	計
5	7	11	14	17	14	4	32	13	27	17	11	13	20	34	14	401
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	0	0	2	1	1	2	6	1	3	0	0	2	2	3	2	37
0	0	0	2	1	2	3	4	1	1	1	0	0	1	1	1	27
0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	2	36
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
2	0	0	1	0	2	3	0	0	1	2	0	1	2	0	2	29
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
0	0	1	0	0	2	1	12	0	7	1	7	4	8	4	0	49
0	2	1	2	0	2	6	11	0	8	3	5	0	6	2	0	60
0	3	3	4	4	9	7	11	0	11	6	4	2	6	5	0	97
2	2	6	4	4	6	7	10	4	9	3	4	2	8	1	1	126
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	15
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
13	15	22	30	29	38	38	87	20	68	35	31	27	54	50	32	906

指定作業場届出状況(第89条、第90条関係)

(令和6年度)

	自動	液化石	洗濯	ボ	又解り	材	そ	合
	車駐車	油ガススタンドロ	事業	イラ	保管場	料置	Ø	
	場	ドび	場	1	所 所	場	他	計
設置	2	1	3	0	1	0	0	7
変更	1	0	0	0	1	1	0	3
廃止・抹消	4	0	3	4	0	0	2	13

騒音規制法に基づく特定工場等 (令和7年3月31日現在)

金 属	加	工	機	械	490
空 気	圧	縮	機	等	248
土 石	用破	砕	機	等	3
織				機	0
建設用	資 材	製油	告 機	械	0
穀物	用	製	粉	機	2
木材	加	エ	機	械	46
抄	紙			機	0
印	刷	機		械	301
合成樹	脂用身	4 出	成形	機	80
鋳 型	造	1	型	機	0
	計				1, 170

振動規制法に基づく特定工場等 (令和7年3月31日現在)

金	属	加	=	Ľ	機	械	613
圧			縮			機	99
土	石	用	破	砕	機	等	3
織						機	1
コ;	ンクリ	— Ъ	ブロ	ック	マシ	ン等	1
木	材	加	=	Ľ	機	械	0
印		刷		機		械	210
口		_		ル		機	13
合	成樹	脂月	月射	出	成升	形機	71
鋳	西	ī	造	7	型	機	0
		1,011					

10 土壌汚染の調査及び対策

土壌汚染に関する情報提供

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、有害物質取扱工場・指定作業場を廃止する際に、その事業者は、土壌汚染に係る調査及び対策等を行うことが義務付けられている。平成31年4月1日から、同条例が改正され、土壌汚染情報に関する台帳の調製・公開規定等が新たに定められた。

区では、条例改正内容を踏まえて、事業者等に対して土壌汚染対策に関する 相談対応や指導を行うとともに、工場・指定作業場及び土壌汚染調査の履歴等 について、閲覧台帳を作成し、情報提供していく。

年度 2 年度 3 年度 4 年度 5年度 6年度 区分 土壤汚染状況調査報告書 9 9 6 汚染拡散防止計画書 () 2 2 2 2 汚染拡散防止措置完了届出書 3 0 1 4 土壤地下水汚染対策計画書 1 () () 2 0 土壤地下水汚染対策完了届出書 1 () 1 2 ()

1,804

1,815

1, 762

1,627

1,630

土壌汚染に関する届出等の件数

第6節 環境学習施設等

1 緑と花の学習園

概要

緑と花の学習園は、緑について、見て、学び、相談できる施設として、昭和56年4月に開園した。園内では、約350種類の植物を見ることができるほか、植物の育て方などの相談にも対応している。また、緑と花のサポーター(緑化ボランティアとして広く公募)の活動拠点となっている。

住所

文花 2-12-17

開園時間

午前9時~午後4時

休園日

国民の祝日(ただし、この日が日曜日の時は開園し、翌月曜日を休園とする) 年末年始

緑化相談

毎週土曜日の午前9時30分から午後3時30分まで(8、12、1月を除く)

施設の概要

面積 1,545,87 ㎡

2 環境フェア等

区民・事業者に対して「すみだ環境区宣言」及び「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」の普及・啓発を図るとともに、地域から環境にやさしい行動の実践 につながるよう「すみだ環境フェア」を実施している。

また、地球温暖化防止、資源循環型社会の推進・清掃事業、生物多様性等に 関する環境啓発に取り組んでいる。

更に、環境に関する理解の向上を目的に、環境体験学習事業として夏休みす みだ環境プログラム、水の循環講座、ヤゴ救出作戦、自然観察事業や小中学校 への出前講座などを区内外で実施している。また、エコライフ講座や緑化講習 会等の開催を通じ、環境ボランティアの育成を図っている。

脱炭素社会の実現を目指すため、今後とも環境啓発を通じて、環境に関する 理解の向上を図り、環境に配慮した実践的な行動につながるよう努めていく。

第7節 3 R推進・清掃事業の展開

1 はじめに

平成12年に循環型社会形成推進基本法が施行されて以降、事業を取り巻く環境は大きく変化した。その一つが同年4月の清掃事業の都から区への移管である。これにより、それまでのリサイクル事業に加え廃棄物の収集運搬を区が担うことになり、地域の実情に合ったきめ細かい収集を行うなど、清掃事業は大きく様変わりした。

墨田区では、これまで大量消費、大量廃棄を見直し、再利用や再資源化を進める循環型社会の実現をめざしてきている。平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方等をふまえ、令和3年4月、「廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす」を基本理念とした墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)を策定し、3Rの中でも優先度の高い2R(発生抑制・再使用)の取組を中心とした3R推進・清掃事業を積極的に展開することとした。その中で、2R及び3Rの進捗を評価する指標を定めて検証するとともに、「ごみを出さないライフスタイルへの転換」、「食品ロスの削減」等の施策を盛り込み取り組んでいる。

2 すみだ清掃事務所

平成23年5月1日、リサイクル事業と清掃事業の一元的な対応を図るため組織を統合し、すみだ清掃事務所が、従来のごみの収集運搬や分別・排出指導に加え、資源の回収やリサイクル事業を担っている。

	所 在 地	電 話
すみだ清掃事務所	業平5-6-2	5608-6922
すみだ清掃事務所分室	東向島 5 - 9 -11	3613-2228

|3| すみだリサイクル清掃地域推進委員

区と連携して地域のリサイクル活動、ごみ減量活動等の推進に取り組んでもらうほか、区が開催するリサイクル講演会や清掃関係施設の見学会等の参加をとおして見識を広めてもらうため、各町会・自治会に一名ずつ委嘱している。 任期は2年

4 2 R (発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進

循環型社会形成推進基本法に基づき、墨田区は、ごみの発生・排出抑制に重点を置いた「食品ロスの削減」、「マイバッグ・マイボトル運動の推奨」など、はじめに「ごみになるものを減らす(発生抑制)」、次に「ものを繰り返し大切に使う(再使用)」といった2Rを中心とした施策を第一に位置づけて取り組み、それでもごみが出るときに、最終の手段として「もう一度資源として活用する(再生利用)」という取組によって循環型社会の実現をめざしている。

- ・リデュース (Reduce) 廃棄物の発生抑制。環境を守り資源の節約のために、 買い物時にカゴや袋を持参したり、電池は充電式の物を利用する。
- ・リユース (Reuse) 再使用。洋服や家具などで再利用ができる物は、修理したり譲り合って使う。
- ・リサイクル (Recycle) 再資源化。新しい製品をつくるうえで原料となる古紙・古布・びん・缶・ペットボトル・プラスチック使用製品などは、ごみとすることなく資源として活用する。
- (1) リデュース (Reduce) の推進

エコストア制度

環境にやさしい取組を行う商店をエコストアとして認定する制度。令和7年3月末現在88店を認定している。

<具体的な取組内容>

買い物袋等の持参推進、過剰包装の自粛、はかり売りの推進、再生品等の 積極的販売、缶・びん・牛乳パック・トレー等の自主回収、販売品の下取り、 乾電池・廃食油の回収(区回収拠点)、食べ切り推奨(3010 運動、小盛りメ ニュー等)、リサイクル情報の交換等

- (2) リユース (Reuse)・リサイクル (Recycle) の推進
- ①自転車の海外供与等のリユース・リサイクル事業

まだ使える自転車を粗大ごみとして処分するのではなく、アジア、アフリカといった海外で再利用してほしいという区民の「想い」に応えるとともに、ごみの減量化を目的として、令和元年7月から「31日(サイクルの日)(年末を除く。)」に実施している。

事業趣旨に賛同した区民から提供を受けた自転車を、事業協力の協定を締結 した事業者に付帯条件付きで無償譲渡し、アジア、アフリカ各国に海外輸出し て、現地でリユースしてもらう。

②羽毛布団のリサイクル事業

排出されている粗大ごみのうち、布団(羽毛布団を含む。)が粗大ごみ全体

の約 10%を占めており、その全てが粗大ごみ破砕処理施設に搬入され処分されている。一方で、日本国内では、中古羽毛の需要が高まっており、羽毛のリサイクルが注目を浴びている。そのため、粗大ごみとして排出されている羽毛布団に含まれる羽毛を再生利用する「羽毛布団のリサイクル事業」を令和元年度に実証実験を行い、令和 2 年度から本格実施している。

	******	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
年度	自転車	羽毛布団
4	686 台	209 枚
5	781 台	232 枚
6	771 台	243 枚

自転車・羽毛布団回収実績

③粗大ごみのリユース事業

粗大ごみを減量するため、令和4年度から民間事業者と連携し、民間事業者が運営するリユースプラットフォーム「おいくら」にパソコンやスマートフォンからアクセスし、不要となった大型家具等の情報を登録するだけで加盟している複数のリユースショップから買取査定が届き売却することができるリユース事業を実施している。

令和6年度実績 申込者数 3,555名 申込商品数 8,781点

④食品ロス削減対策事業

ア フードドライブ

本来食べられるのに捨てられている食品(食品ロス)を削減するため、未利用食品を回収し、福祉施設等を通じて有効活用を図っている。古着等の回収と同時開催のイベント回収のほか、令和4年度より、すみだ清掃事務所やコンビニエンスストアなどで常設窓口を設置している。また、立川リサイクルストックヤードを食品ロス対策拠点として運営し、フードドライブ等で回収した食品の一括管理業務(回収・仕分け・保管・配送)を行っている。

/	1717日収入順
年度	常設
3	_
4	260kg
5	1, 394kg
6	2, 218kg

フードドライブ回収実績

イ フードパントリー

NPO法人との共催により、アートや音楽にふれながらの子育て世帯の「よりどころ」として開催し、未利用食品を提供している。

⑤イベント回収事業

古着・古布回収 自宅で眠っている着られなくなった洋服を回収して、国内外でリユースしている。また、古布でいたみの著しいものについては、国内でウエスや自動車の断熱材などに利用されている。

金属製調理器具・靴・ぬいぐるみ等回収 不用になったフライパンや鍋などの金属製調理器具、靴、ぬいぐるみ、歯ブラシ、ペットボトルキャップ、廃食油、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収して、資源化・リユースをしている。

フードドライブ 家庭の未利用食品を回収して、福祉団体やフードバンク等 に引き渡し、ひとり親家庭や子ども食堂に提供している。

年度	古布	金属製調理器具	フードド ライブ	ぬいぐるみ	靴	歯ブラシ	ペットボトル キャップ	廃食油	コンタクト レンズ 空ケース
4	62, 807kg	2,655kg	1,783kg	914kg	1,890kg	4,947本	290kg		_
5	58, 429kg	2,514kg	862kg	902kg	1,495kg	4,915本	357kg	155kg	_
6	61, 762kg	2,630kg	559kg	838kg	1,799kg	4,811本	354kg	442kg	2kg

イベント回収品目別実績

⑥すみだリサイクルセンター

墨田区で排出された粗大ごみのうち、再利用可能な家具等を修理・修繕し、センター内に展示している。展示品については、毎月一回抽選により希望者に 無償で提供している。

所在地 墨田区横川五丁目 10 番 1-111 号 電話 5611-7740

年度	入館者数	開館日数	展示品数	申込数	入館者数/1日	平均倍率
4	6,592 人	180 日	600 個	6,107件	36.6 人	10.2 倍
5	6,167人	180 日	600 個	5,841件	34.3 人	9.7倍
6	6,637 人	180 日	600 個	6,262 件	36.9 人	10.4倍

すみだリサイクルセンター利用状況

- (3) リサイクル (Recycle) の推進
- ・集団回収 子ども会・婦人会・町会・自治会・管理組合等により、古紙・古布・アルミ缶・びんを回収。令和7年3月末現在408団体が活動している。

<区の支援>各種支援物品の支給及び貸与、報奨金の支給

拠点回収

乾電池回収 区施設やエコストアなどで随時回収している。

廃食油回収 家庭で不用となったてんぷら油などの廃食油を回収拠点(イベント回収含む。)で定期的に回収している。

- 小型家電回収 使用済みの小型家電 (12 品目)を一部の区施設で随時回収している。
- 小型充電式電池回収 使用済み小型充電式電池及びモバイルバッテリーを 一部の区施設で随時回収している。
- ハブラシ回収 家庭から出る使用済みハブラシを回収拠点(イベント回収含む。)で随時回収している。
- ペットボトルキャップ回収 家庭から出るペットボトルキャップを区役所庁 舎、すみだ清掃事務所本署及び分室で随時回収している (イベント回収 含む。)。
- 使い捨てコンタクトレンズの空ケース 家庭から出る使い捨てコンタクトレンズの空ケースを区役所庁舎、すみだ清掃事務所本署及び分室で随時回収している (イベント回収含む。)。
- ・特定資源物回収 ごみの集積所で、週1回、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・厚紙・包装紙・書籍・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製の包装や容器及びプラスチック製品を回収している。
- ・ピックアップ回収 燃やさないごみとして出された蛍光灯等水銀含有物・陶 磁器製食器類をピックアップし、資源化している。併せて、カセット ボンベやスプレー缶についても別回収を行い、無害化処理したうえで 資源化している。

5 事業系リサイクルの推進

事業用大規模建築物所有者に対しては、自己処理責任の原則に基づき計画的 な排出指導を行っている。

また、独自のリサイクルルートを持たない区内の小規模事業所から排出される資源の回収については、平成8年12月に業界団体と回収業者などで「小規模事業所リサイクルシステム推進協議会」を組織し、事業系古紙等の回収・リサイクル(エコッチャ)を行っている。

6 チャットボット(ごみ分別AIサービス)の導入・運用

24 時間 365 日、資源とごみの分け方など、ごみのお悩みを解決してくれる AI (人工知能)機能を搭載した「墨田区ごみ分別案内チャットボット」を、平成 30 年 7 月から東京 23 区で初めて導入し、運用している。

これにより、ごみ分別の問合せに関しダウンロードすることなく、パソコンやスマートフォンから簡単に利用することができ、区民の利便性向上につなげている。

その他の3R推進・清掃事業

- ・環境教育副読本の配布
- ・各種イベントでのリサイクル意識の普及・啓発(生ごみの水切り、雑がみの 資源排出等)
- ・民間リサイクル活動の支援 (フリーマーケット等)
- ・生ごみ処理容器のあっせん
- ・自動販売機の届出制の実施

第8節 清 掃

1 はじめに

区では、墨田区一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの収集・運搬を行い、 ごみの処理(中間処理)は、23区で設置した東京二十三区清掃一部事務組合が 共同処理を行っている。また、ごみの最終処分は、東京都が設置、管理する最 終処分場へ処分を委託している。し尿については、葛飾区に収集・運搬を委託 している。

なお、令和2年に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令された際には、一般廃棄物の収集・運搬が、国民の安定的な生活の確保のために、緊急事態宣言時においても継続が求められる事業として位置付けられた。3R推進・清掃事業は、非常時においても、一部のイベント回収等を除き、平常時と同様に業務を継続して行っている。

2 墨田区一般廃棄物処理基本計画(4次)

墨田区一般廃棄物処理基本計画(3次)の策定から10年が経過し、「食品ロス」や「プラスチックごみによる海洋汚染」など世界的な環境問題をはじめ、廃棄物行政を取り巻く状況は、大きく変化している。特に平成27年の国連サミットにおいて持続可能でよりよい世界をめざす「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、具体的な取組が推進されている。

このような状況の中、墨田区では、令和3年4月に、「廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす」の基本理念のもと、令和3年度から12年度までの10年間を期間とする新計画を策定した。

この計画では、令和12年度における区民1人1日あたりの目標として、平成30年度比で資源に分別される前のごみ(資源物)を含む「ごみ総量」を70g、「区収集ごみ量」を60g 減量することを掲げている。その実現のため、従来の「リサイクル清掃事業」の名称を「3R推進・清掃事業」に改め、3Rの中でも2Rを優先した普及啓発事業やごみの削減のための各種施策の展開を図る。

なお、本計画は5年を目途に見直しを行うこととし、令和7年度に改定を予 定している。

〈基本理念〉

「廃棄物を減量し、循環型社会をめざす」

〈基本理念のスローガン〉

もったいないの一歩先 ごみを出さない New Style ~未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ~

〈計画期間〉

令和3年度~令和12年度

〈数値目標〉

指標1:区民1人1日あたりごみ総量

約70g減量(平成30年度比)

基準年度 最終目標年度 (平成30年度) (令和12年度)

677g/人目 → 606g/人目

指標2:区民1人1日あたり区収集ごみ量

約60g減量(平成30年度比)

基準年度 最終目標年度 (平成30年度) (令和12年度)

548g/人目 → 490g/人目

3 一般廃棄物の収集・運搬処理

- 1 収集・運搬
 - (1) 家庭ごみ

原則として家庭から排出されるごみを燃やすごみ(週2回)・燃やさない ごみ(月2回)・資源(週1回)に分け、区が収集・運搬をしている。

令和4年「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、従来「燃やすごみ」として処分していたプラスチックを、「ごみ」として処分するのではなく、「資源」として有効利用する「廃プラスチック分別収集・再資源事業」を令和6年4月から区内全域で開始した。

また、本区では更なるごみの減量と資源回収のより一層の進展に向けて、排出されるごみの中から資源化できる物(蛍光灯等水銀含有物・陶磁器製食器類など)を抜き取り、ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進している。

その他、粗大ごみは、粗大ごみ受付センターへの申し込みにより、有料で収集している。合わせて、飼い犬、飼い猫等の動物の死体処理についても申し込みにより、区が有料で行っている。

※ 高齢者・障害者等のふれあい収集等

高齢者世帯等で、資源・ごみ集積所までの資源・ごみの運び出しが困難

な世帯に対しては、玄関前等から直接収集するふれあい収集を行っている。 また、粗大ごみの屋外への運び出しが困難な高齢者世帯等に対しては、 屋内からの運び出し収集も行っている。

(2) 事業系ごみ

事業活動から生じる事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処 理することになっている。しかし、小規模事業所のごみについては、家庭 ごみの収集に支障のない範囲で、区が有料で収集を行っている。

※ 有料ごみ処理券

事業系ごみの収集を区で行う場合は、条例で定める処理手数料に基づき、 有料ごみ処理券の貼付が必要である。また、家庭から出される粗大ごみに ついても規定の有料粗大ごみ処理券の貼付が必要である。有料ごみ処理券 及び有料粗大ごみ処理券は、区内の取扱所、すみだ清掃事務所で取り扱っ ている。

2 ごみの処理

燃やすごみの中間処理施設(清掃工場)、燃やさないごみ・粗大ごみの処理 施設及びし尿の下水道投入施設の整備、管理運営については、東京二十三区 清掃一部事務組合での共同処理を行っている。また、最終処分は、東京都へ 委託し、新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場で、埋立処理してい る。

3 一般廃棄物処理業の許可・指導

事業系一般廃棄物処理の適正な運用を図るために、一般廃棄物処理業を許 可制とし、立入検査などを通じ、指導している。

4 不法投棄対策等

不法投棄防止のために不法投棄監視パトロールの実施、資源持去り対策の ために条例に罰則規定を設けるとともに、監視パトロールを継続的に行って いる。このほか、カラス対策としては、防鳥ネットを無料で貸し出している。

4 排出指導

区内の家庭及び小規模の事業者から排出されるごみの減量及び適正処理を図 るため、区では、きめ細かな排出指導を日常的に行っている。特に、区は、区 民や事業者との直接対話を基本として、資源・燃やすごみ・燃やさないごみの 分別徹底、不法投棄、収集日以外の排出、事業系ごみの有料ごみ処理券の不貼 付や料金不足、集積所問題などに関する指導に努めている。

5 資源持ち去りに関する対応

資源回収に出された資源(古紙等)を区指定の業者以外の者が持ち去る「持ち去り行為」を防止するため、日曜日及び年末年始を除く毎早朝回収とパトロールを実施している。

なお、資源の持ち去り行為禁止命令違反者に対しては、条例により罰則規定 を設け、防止対策の強化を図っている。

6 災害時における廃棄物処理

近年、激甚化している豪雨災害をはじめ、自然災害が頻発している。これらの災害で発生する災害廃棄物は、生活環境や後の復旧・復興に大きな影響を及ぼすことから、令和2年6月に、「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画では、墨田区地域防災計画との整合性を図り、災害廃棄物に関する基本的考え方、処理体制など、基本的事項を定めている。また、同年12月には、台風接近・大雨・大雪の際の資源・ごみ収集に関する対応を定める「災害時における資源物・ごみ収集運搬作業の中止基準」を策定した。

7 墨田清掃工場(東京二十三区清掃一部事務組合)

墨田清掃工場は、平成10年2月から本格稼働し、区内から出る全ての燃やすごみと近隣区のごみの一部を焼却処理している。

当工場では、大気汚染防止のための法基準よりも厳しい自己規制値を設け、 さらに排水や騒音・振動・臭気についても下水道法や都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例による規制基準値以下とするなど、環境汚染防止対策を 徹底し、定期的に環境測定を行い結果を公表している。

また、ごみ焼却で発生する熱エネルギーを熱供給や発電に有効利用しており、 熱供給は、「すみだスポーツ健康センター」へ行い、発電された電力は、工場内 で使用するほか、余剰電力として売却している。

所 在 地 墨田区東墨田一丁目 10 番 23 号

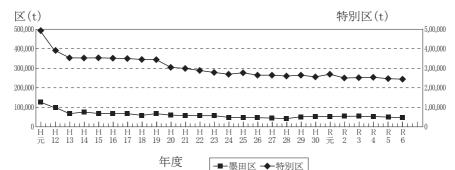
 敷地面積
 約 18,000 m²

 建物面積
 約 8,400 m²

 焼却能力
 600 t / 目

発電設備 蒸気タービン 出力 13,000kW

墨田区・特別区部のごみ量の推移 (持込ごみ量含む)



※持込ごみ量とは、主に区内の一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬した事業系のごみ量であり、他区で発生したごみも含まれている。

区内のごみ収集量(令和6年度)

単位: t

		3		ケ		•
	可燃	不燃	粗大	計	平均日量	
	44, 427	1, 253	2,374	48, 054	155	
作 業			資	源		
世帯数	古紙	ペットボトル	びん	缶	プラスチック	
168, 520	7, 531	1, 365	2,031	719	2, 040	
	乾電池	廃食油	小型家電	古布	鍋等金属類	
	16	5	4	94	3	
	陶磁器	蛍光管	スプレー缶	靴・ぬいぐるみ		計
	1	12	40	3		13, 862

※作業日数 可燃 310 日、不燃 285 日、粗大 359 日、資源 309 日

※作業世帯数(令和6年4月1日現在)

※持込ごみ量を除く

※ごみ量及び資源量は、端数処理により各品目収集量と合計量は必ずしも一致しない。

清 掃 車 数

(令和7年4月1日現在)

単位:台

			Ĺ	み			資 源			合	計	
-		直営	雇上	委託	小計	直営	委託	小計	直営	雇上	委託	総計
大	型	0	5	2	7	0	0	0	0	5	2	7
中	型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小	型	1	28	6	35	0	9	9	1	28	15	44
普通	貨物	0	0	0	0	0	31	31	0	0	31	31
合	計	1	33	8	42	0	40	40	1	33	48	82
軽自	動車	12	5	0	17	2	2	4	14	5	2	21

※直営は、予備車を除く稼動台数(小型は、ダンプ車1台)

- ※委託台数には資源回収容器配布を含む
- ※ごみの委託は、粗大ごみの収集・運搬
- ※ごみの雇上・資源の委託は、各曜日の最大配車台数

し尿処理状況

(令和6年度)

作業戸数	総処理量(t)	終末処分先	備考
1	2. 32	公共下水道投入施設	葛飾区清掃事務所が 墨田区全域を収集